

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
1月17日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	二
遊漁規則の認可(水産振興課)	三
下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)	七
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	七
公告	七
山口都市計画交通広場の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	八
岩国都市計画交通広場の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	八
山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
選管告示	九
政治団体の名称等	九
政治団体の異動事項	九
解散等に係る政治団体の名称等	〇
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	〇

### 山口県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 藤部 秀則

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
松原医院		萩市大字須佐四四五の一		平成二五、九、三〇
松島こどもクリニック		光市光井三丁目七番三〇号		一、一、〇
あかざき歯科医院		岩国市藤生町一丁目一七番二六号		二、二八
友村歯科医院		周南市若宮町二丁目二四		平成二四、一、三二
クスリ岩崎チエーン新店		新地町二番三五号		平成二五、一、三〇

### 山口県告示第二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 藤部 秀則

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
松島こどもクリニック		光市光井三丁目七番三〇号		平成二五、一、一
医療法人成心会ふじわら医院		熊毛郡平生町大字佐賀三七七五の四六		〃 〃 〃
あかざき歯科医院		岩国市藤生町一丁目二七番一〇号		〃 〃 〃
友村歯科医院		周南市若宮町二丁目二四		〃 〃 〃

山口県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

氏名	氏名又は名	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	廃止年月日
中村 泰啓	るぼ整骨院	周南市桜馬場通二丁目六	指定年月日	平成二五、九、二

山口県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

氏名又は名	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 恒和会	柳井市伊保庄 一の四	訪問介護	平成二〇、五、三一
株式会社良身 館	宇部市明神町 三丁目一番一	福祉用具貸与	平成二五、一、三〇

氏名又は名	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 恒和会	柳井市伊保庄 一の四	介護予防訪問介護	平成二〇、五、三一
株式会社良身 館	宇部市明神町 三丁目一番一	介護予防福祉用具貸与	平成二五、一、三〇

山口県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

氏名又は名	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社友喜 興業	山口市徳地上 村七八の二	訪問介護サービス	平成二五、一〇、一
社会福祉法人 恒和会	柳井市伊保庄 一の四	訪問介護サービス	平成二五、一〇、一
医療法人社団 生和会	周南市大字湯 野四二七八の一	訪問看護	平成二五、一〇、一
ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑 町五番一四号	訪問看護	平成二五、一〇、一
有限会社社ふたば薬局	防府市岩畠一 丁目二一番一 六号	訪問看護	平成二五、一〇、一
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	横濱市港北区 新横浜三丁目 一七番六号	訪問看護	平成二五、一〇、一
セガミ薬局太 華店	周南市河東町 九番二二号	訪問看護	平成二五、一〇、一
セガミ薬局河 店	光市木園一丁 目五番二八号	訪問看護	平成二五、一〇、一
有限会社社ふたば薬局	防府市岩畠一 丁目二一番一 六号	訪問看護	平成二五、一〇、一
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	横濱市港北区 新横浜三丁目 一七番六号	訪問看護	平成二五、一〇、一

合同会社あんしん介護	宇部市沼一丁目二番一八号	日和庵	宇部市沼一丁目二番一八号	通所介護	"	"	"	"
医療法人岡村	山口市小郡下郷二一九三	デイサービスセンター空音	山口市小郡下郷三三五八の三	"	"	"	"	"
株式会社ミズタ	光市室積八丁目三番一号	デイサービス美ら海	光市室積八丁目三番一号	"	"	"	"	"
あすなる株式会社	山口市大内御堀三二七三の五	雅デイサービス	長門市日置上二〇九四の三	"	"	"	"	"

山口県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理人  
山口県副知事 藤部 秀則

株式会社友喜興業	山口市徳地上村七八の二	訪問介護サービスゆうあい	山口市徳地島地一七七	介護予防訪問	平成二五、一〇、一	"	"	"
社会福祉法人恒和会	柳井市伊保庄一の四	ゆうわ苑ヘルパーステーション	柳井市伊保庄一の四	"	"	"	"	"
医療法人社団生和会	周南市大字湯野四二七八の一	訪問看護ステーション元気村	周南市大字湯野一〇九の二	介護予防訪問看護	"	"	"	"
ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑町五番一四号	ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑町五番一四号	介護予防療養管理指導	"	"	"	"
有限会社ふたば薬局	防府市岩畠一丁目二二番一六号	有限会社ふたば薬局	防府市岩畠一丁目二二番一六号	"	"	"	"	"

山口県告示第二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定に基づき、遊漁規則を平成二十六年一月一日次のとおり認可した。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理人  
山口県副知事 藤部 秀則

- 一 漁業権者の名称及び住所等
  - (一) 漁業権の免許番号 内共第一号
  - (二) 漁業権者の名称及び住所 芸防漁業協同組合 広島県大竹市防鹿三三七五の二
  - (三) 遊漁についての制限の範囲
    - 1 遊漁の方法
      - 手釣、竿釣、建網、投網、たも網、はえなわ、籠及び箱
    - 2 遊漁期間

株式会社ココカラフアインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号	セガミ薬局光店	光市木園一丁目五番二八号	"	平成二六、一、一	"	"	"
"	"	セガミ薬局河東店	周南市河東町九番二二号	"	平成二五、二、一	"	"	"
"	"	セガミ薬局太華店	丁目一番二四	"	"	"	"	"
"	"	セガミ薬局政所店	丁目五番二七	政所三	"	"	"	"
合同会社あんしん介護	宇部市沼一丁目二番一八号	日和庵	宇部市沼一丁目二番一八号	介護予防通所	"	"	"	"
医療法人岡村	山口市小郡下郷二一九三	デイサービスセンター空音	山口市小郡下郷三三五八の三	"	"	"	"	"
株式会社ミズタ	光市室積八丁目三番一号	デイサービス美ら海	光市室積八丁目三番一号	"	"	"	"	"

うなぎ 魚種 全長三十センチメートル以下	魚種 全長 又は 甲幅	5 全長の制限等	ない、な、あ、あ い、な、ゆ、ゆ ま、ふ、こ、か す	あゆ 魚種	4 禁止区域及び期間	かに 魚種	うなぎ 魚種	あゆ 魚種	3 漁具又は漁法の制限	ます 魚種	かに 魚種	うなぎ 魚種	あゆ 魚種	魚種
			弥栄ダム堰堤から上流五百メートルの位置に設置した流水防止装置まで(噴水船及びポンプ船をいづれの周囲五十メートルの区域)	岩国市小瀬両国橋から上流五百メートル及び下流六百メートルまで		二統以内 総延長五十メートル以下	籠及び箱の合計数は、五個以内	全漁法		全漁法	全漁法	建網 手釣、竿釣、投網、たも網	漁具、漁法	芸防漁業協同組合が公示する日から八月三十一日まで

うなぎ	あゆ	魚種	1 遊漁料の額	(四) 遊漁料の額及び納付の場所	はえなわ、籠、箱	手釣、竿釣	建網、投網、たも網	手釣、竿釣	ます	ふな	こい	かに	
					全遊漁者	中学生	大人	全遊漁者	中学生	大人	区遊漁者の	全長十五センチメートル以下	全長六センチメートル以下
一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日
六千円	千円	千円	百五十円	三千円	三百円	一万二千円	三千円	千円	三百円	七千円	二千円		

備考 小学生以下の者は無料とし、 肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。	ます				なこい、ふ						かに							
	手釣、竿釣				投網		手釣、竿釣						籠		手釣、竿釣			
	中学生		大人		全遊漁者		中学生		大人		中学生		大人		中学生		大人	
	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日
	千円	五百円	三千円	千円	六千円	千円	千円	百五十円	三千円	三百円	千円	百五十円	六千円	千円	五百円	百五十円	三千円	三百円

うなぎ	魚種	全	全長の制限等	区	域	期	間	あゆ	投網	魚種	漁具又は漁法	制限事項	うなぎ	あゆ	魚種	期	間	2 納付の場所	2 遊漁期間	1 遊漁の方法	1 手釣、竿釣、投網及び籠	(三) 遊漁についての制限の範囲	(二) 漁業権者の名称及び住所	(一) 漁業権の免許番号 内共第一号	料のほか、別に五百円を納付しなければならない。	
																										小瀬川ダム堰堤から上流百メートルまで
三十七センチメートル以下																										

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一年	一日	
あゆ	手釣、竿釣	一年	一日	千円(ちよんがけにあつては、千二百円)
あゆ	投網	一年	一日	千二百円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	二千円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	五百円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	三千円

(四) 遊漁料の額及び納付の場所  
1 遊漁料の額

備考 未就学の幼児は無料とし、小中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所  
芸防漁業協同組合事務所(遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。)

(一) 漁業権の免許番号 内共第一号  
(二) 漁業権者の名称及び住所  
木野川漁業協同組合 広島県廿日市市津田一九六三の三  
(三) 遊漁についての制限の範囲  
1 遊漁の方法  
手釣、竿釣、投網及び籠  
2 遊漁期間

あゆ 木野川漁業協同組合が公示する期間

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一年	一日	
あゆ	手釣、竿釣	一年	一日	千円(ちよんがけにあつては、千二百円)
あゆ	投網	一年	一日	千二百円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	二千円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	五百円
うなぎ	手釣、竿釣、籠	一年	一日	三千円

(四) 遊漁料の額及び納付の場所  
1 遊漁料の額

3 漁具又は漁法の制限  
あゆ 網丈四メートル以下

4 禁止区域及び期間  
区 域 期 間  
小瀬川ダム堰堤から上流百メートルまで  
一月一日から十二月三十一日まで

5 全長の制限等  
うなぎ 全長 三十センチメートル以下

あゆ 投網

魚種 漁具又は漁法

網丈四メートル以下

制限事項

うなぎ 木野川漁業協同組合が公示する期間

備考 未就学の幼児は無料とし、小中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所

木野川漁業協同組合事務所(遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。)

二 遊漁承認証に関する事項等

(一) 遊漁承認証に関する事項

1 遊漁承認証は、遊漁料の納付を受けたときに交付する。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(二) 遊漁に際して守るべき事項

1 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際し漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、夜間に電灯を使用して遊漁をしてはならない。

5 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(三) 漁場監視員に関する事項

1 漁場監視員は、この規則の励行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場の監視をするときは、常時漁場監視員証を携帯しなければならない。

(四) 違反者に対する措置に関する事項

各漁業協同組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払戻しをしないものとする。

三 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

山口県告示第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

山口県告示第二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立防府商工高等学校体育館新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次とおり定めた。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 山口県立防府商工高等学校体育館新築工事

(一) 工事場所 防府市中央町地内

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨鉄筋コンクリート造	地上二階建	一、六八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規



定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。  
3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十六年一月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。  
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年二月四日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十六年二月二十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）によること。

(八) 山口都市計画交通広場の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による山口都市計画交通広場の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画交通広場―新山口駅表口交通広場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(九) 岩国都市計画交通広場の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による岩国都市計画交通広場の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画交通広場―岩国駅東交通広場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



(一〇) 山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・五・三十三中領新山口駅線

山口都市計画道路八・七・一南北駅広線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一) 山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路一新山口駅南北自由通路

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二) 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項

に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年一月十七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・三・二東本通り線

岩国都市計画道路八・七・一岩国駅東西線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長

中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
山口貴夫後援会	山田 雄夫	山口 貴夫	熊毛郡上関町大字祝鳥		平成25、12、18
山口貴広後援会	山本 貴広	砂村 幹夫	山口市阿知須429		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長

中村 正昭

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (備 出 日)
		新	旧	
自由民主党山口県第二選挙区支部	会計責任者	吉永 隆史	竹田 カ	平成25 /12、10
建政同志会	事 務 所	山口市中央 / 丁目4番 / 号	山口市中河原 町4番5号	” ” 27
竹中一郎後援会	会計責任者	井本 典夫	竹中貴代子	” ” 17
TEAM SAKAI 次世代がときめく県都を創る会	代 表 者	TEAM SAKAI 次世代がときめく県都を創る会	坂井よしひろ 後援会	” ” 9
		坂井 芳浩	中村 浩美	
		兼坂 健二	堤 正男	
みんなの力を集める会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	” ” 5
山口県作業療法士連盟	代 表 者	小田 美恵	河本 玲子	” ” 12
	会計責任者	岩本 晋一	小田 美恵	
	事 務 所	山口市泉都町 9番9号	山口市富田原 町2番2号	

**山口県選挙管理委員会告示第五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年一月十七日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
石丸さつこ後援会	石丸 稔	園田ハルミ	防府市華城中央 / 丁目 5 番37号	平成25 /12、25
財満政策研究会	財満真太郎	加藤 寿彦	下関市上田中町 6 丁目 / 2 番 / 号	” ” 9

平成二十六年一月十七日印刷

発行人 山口県知事

中村洋一後援会	中村 洋一	森田 文五	萩市大字権2798の6	” ” 23
平原としきよ後援会	細田 典利	平原 廉清	山陽小野田市大字郡5294	” ” 9
古木哲夫後援会	藤本 光亮	古木 信行	玖珂郡和木町和木5丁目7番28号	” ” 11、30

**山口県選挙管理委員会告示第六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年一月十七日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備 考 (資 金 管 理 団 体 で な く な つ た 旨 の 届 出 年 月 日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
財満真太郎	衆議院議員	財満政策研究会	下関市上田中町 6 丁目 / 2 番 / 号	財満真太郎	平成25、12、13
中村 洋一	萩市議会議員	中村洋一後援会	萩市大字権2798の6	中村 洋一	” ” 24